

いしおかスタイル（石岡市環境基本計画）（案）に対するパブリックコメントの結果

実施期間 令和4年2月4日（金）から令和4年2月14日（月）まで

No.	内容（要約）	回答
1	市民レベルで意識して対応してゆく仕組みを行政はもっと身近に広報等で周知されたい。また、市民も事業者と連携する「地域循環共生圏」をベースに創設していただきたい。	本計画は、地域循環共生圏を基に、物を進めていくための準備段階として策定しています。本計画を広く市民の皆様方に認識いただき、地域連携による行動が更に進んで行くことを期待し、そのうえで、太陽光発電の適正処分など、関係各課ごとに解決に向けた業務を遂行していきます。
2	森林湖沼環境税を活用した「身近なみどり整備推進事業」をさらに普及、実施すること。	茨城県への積極的なアプローチを行い、ご意見を頂きました事業を進めていくことを視野に入れてまいります。
3	国・県の「いばらきの森再生事業」を促進することで、森林の干ばつや下刈り等を行うこと。	森林湖沼環境税の有効活用について茨城県と調整していきます。
4	森林整備の促進の目的「森林経営管理制度」で、適時適切な森林の整備や管理をすることなど、里山の保全に取り組むこと。	森林営農管理者と連携して里山の保全に注力していきます。
5	太陽光発電施設の森林や田畠を問わない開発は、心理破壊景観破壊をもたらしています。この背景には林業・農業の後継者が不足し、開発業者への売買が増大させている傾向があるので、早急に空き家情報とともに土地を移住希望者へ優先して譲渡する制度を強化してほしい、また、地主への補助・税制の改善をしてほしい。	本計画の枠を超えたご意見のため、各課調整を図りながら進めていきたいと考えています。
6	太陽光発電施設が地域に利益が還元されない。市には条例が制定されているが、50kwh未満は条例から漏れているので、県のガイドラインを踏まえた適切な行政指導を事業者へ行うこと。	更なる対応を検討してまいります。
7	太陽光発電設備設置事業の手続きに関する条例第7条の回避するエリアは、事業者や地主が事前に調査、合意が要ることを明示してほしい、八郷地区では国立の地磁気観測所周辺は特に留意してほしい。	更なる対応を検討してまいります。
8	地域循環共生圏、一品運動、ソーシャルワーク・プラネットホームなどのメニュー情報を行政が全域をカバーし一元的に発受信できる拠点を立ち上げ、新しい石岡市コミュニティの創造を構築することが問われてはいけないだろうか。提案者は小さな規模で市民として先行試行しながら、主に行政へ隨時提案してゆきたい。	行政の役割として一気に進めていくことは難しい点をご理解いただいたうえで、今後の解決策の有効な手段として行使していきますよう心がけてまいります。
9	鹿島開発により神栖に水門が設置され、霞ヶ浦の水質汚濁が始まった。これにより当市は漁業及び農業に大きな被害を長年受け続けている。この原因となった茨城県に対して改善を強く要請すること。	鹿島開発につきましては国家プロジェクトで実施した経過もあり、当市だけの課題ではございませんが、霞ヶ浦への流入河川の水質を改善していくため対策を実施してまいります。
10	現在工事の中止している那珂川導水事業を早期に実現するよう国土交通省に要請すること。	那珂川導水事業につきましては、国と那珂川に關係する8漁協との間に2018年に和解が成立し、現在、石岡市高浜地内でも工事が実施されています。
11	松くい虫の発生により山林の崩壊が始まり水源が枯渇した。現在、清水が湧く地区はほとんど見られない状況である。これを改善するために茨城県に対して山林の植林に対する大幅な補助金等を要請すること。	茨城県、関係各課調整を図りながら、今後の解決策の有効な手段として行使していきますよう心がけてまいります。
12	市長をトップに環境促進部の設置を行い、議会と一体となって環境推進活動を展開すること。また、併せて市長交際費の増額や国会議員・県議会議員への働きかけや、職員の意識改革も必要である。	本計画の枠を超えたご意見のため、今後の解決策の有効な手段として行使していきますよう心がけてまいります。